

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 産研001
- (2) 調達件名及び数量 非接触式微量分注システム (AD1520・米国BioDot社製) およびEVOS FL Auto2 Imaging System (AMAFD2000・米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社製) レンタル 一式
- (3) 借入期間 令和4年8月1日～令和6年10月31日
- (4) 納入場所 テクノアライアンスC棟 C304および309

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒567-0047 茨木市美穂ヶ丘8-1
国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係
06-6879-8391
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和4年7月28日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号：産研001

調達件名：非接触式微量分注システム (AD1520・米国BioDot社製) およびEVOS FL Auto2
Imaging System (AMAFD2000・米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社製) レンタル 一
式

見 積 金 額 (月額) 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格 (1) (2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

レンタル契約書(案)

レンタル物品の表示 非接触式微量分注システム (AD1520・米国 BioDot 社製) および
EVOS FL Auto2 Imaging System (AMAFD2000・米国サーモフィッシャーサイエン
ティフィック社製) レンタル 一式

レンタル料金 月額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72
条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、レンタル料金に 110 分の 10 を乗じ
て得た額である。

賃借人 国立大学法人大阪大学産業科学研究所 所長 関野 徹 (以下「甲」という。) と賃貸人
(以下「乙」という。) との間において、上記の物品 (以下「物品」という。) について、上
記のレンタル料金で、次の条項によりレンタル契約を締結するものとする。

第 1 条 乙は甲に対し物品を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとする。

第 2 条 物品は国立大学法人大阪大学テクノアライアンス C 棟 C304 および C309 に納入するも
のとする。

第 3 条 乙は、本契約に基づく物品等の運送にあたって自動車を使用するときは、大阪府生活環境の
保全等に関する条例 (平成 6 年大阪府条例第 6 号) の規定に従い、適合車等標章 (ステッカー) を
表示した貨物自動車を使用するものとする。

第 4 条 物品のレンタル期間は令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までとする。

2 甲は、自己の都合により、レンタル期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しよ
うとする日の 2 ヶ月前までに、文書によって乙に通知するものとする。

第 5 条 納品書 (及び請求書) は、国立大学法人大阪大学産業科学研究所研究連携課契約係に送付す
べきものとする。

第 6 条 レンタル料金は、毎月支払うものとし、甲が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月
末までに支払うものとする。

第 7 条 契約保証金は免除する。

第 8 条 物品の搬入、据付、調整及び本契約の契約期間満了又は解約による物品の撤去費用は、レン
タル料金に含まれるものとする。物品の保守及び点検の費用が生じたときは甲が負担するものとし
る。

第 9 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準に
よるものとする。

第 10 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙との間にお
いて協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 茨木市美穂ヶ丘 8-1
国立大学法人大阪大学産業科学研究所
所長 関野 徹 印

(乙)